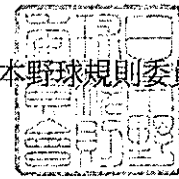


2021年度 野球規則改正

2021年 1月 27日

日本野球規則委員会



(1) 3.02(c)【原注】末尾の「また、そのプレイについて提訴は認められない。」を削除する。

(2) 5.07(a)【原注】第3段落冒頭を次のように改める。(下線部を追加)

投手は投球に際して、どちらの足も本塁の方向に2度目のステップを踏むことは許されない。(以下略)

(3) 5.09(a)(2)【原注】後段を次のように改める。

チップしたボールが、最初に捕手の身体または用具に触れて、はね返ったものを捕手が地上に落ちる前に捕球した場合、ストライクであり、第3ストライクにあたる時には、打者はアウトである。

(4) 5.10(g)【注】を追加する。

【注】本項後段については、メジャーリーグでも適用されるが、我が国では適用しない。

(5) 6.01(a)(10)の最終段落として次を追加する。

走者がファウルボールに対する守備を妨害したとして、アウトを宣告され、これが第3アウトにあたる場合、打者走者は打撃を完了したものとみなされ、次のイニングの第1打者は次打者となる。(0アウトまたは1アウトのときは、打者はそのまま打撃を続ける。)

(6) 6.01(d)【原注】第3段落の「しかし」以下を次のように改める。(下線部を改正)

しかし、ボールを拾い上げたり、捕ったり、意図的に触れたりすることや、押し戻したり、蹴ったりすれば、この行為は故意の妨害とみなされる。

- (7) 6.04(d)【原注】を次のように改める。(下線部を改正)

出場停止処分中の監督、コーチ、プレーヤーは、ユニフォームを着てクラブの試合前の練習に参加することはかまわないが、試合中は、ユニフォームを着ることはできず、プレーヤーが試合にたずさわる場所から離れていなければならない。また、出場停止中の者は試合中、新聞記者席や放送室の中に入ることにはできないが、スタンドから試合を見ることは許される。

- (8) 7.04を次のように改め、同【原注】および【注】を削除する。

審判員の判断に基づく裁定についての異議であろうが、審判員の裁定が本規則に違反して決定したことに対する異議かにかかわらず、どのような提訴も許されない。

- (9) 「審判員に対する一般指示」第5段落を次のように改める。(下線部を改正)

試合中に悪い事態が起こった場合、その事態の解決を回避したという非難を受けるようなことがあってはならない。常に規則書を携行し、紛糾した問題を解決するにあたっては、たとえ10分間試合を停止することがあっても、よく規則書を調べ、その解決に万全を期して、その試合で不注意な規則適用の誤りをしないように努めなければならない。

- (10) 9.01(b)(3)の「提訴試合または」および「提訴または」を削除し、また、同【原注】の「提訴試合において」以下の文を削除する。

- (11) 定義34を次のように改め(波線部を削除)、【注】を削除する。

打者の打ったボールが、鋭くバットから直接捕手の手に飛んで、正規に捕球されたもので、捕球されなかったものはファウルチップとならない。ファウルチップはストライクであり、ボールインプレイである。前記の打球が、最初に捕手の手またはミットに触れておれば、はね返ったものでも、捕手が地面に触れる前に捕らえれば、ファウルチップとなる。

- (12) 定義46の末尾「または提訴試合の裁定を行なうものとする。」を削除する。

以上